



つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 3 年12月13 日

つくばみらい市長

つくばみらい市条例第37号

つくばみらい市国民健康保険条例の一部を改正する条例

つくばみらい市国民健康保険条例（平成18年つくばみらい市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改め、同項ただし書中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行日前に出産した被保険者については、なお従前の例による。